

■ 税額表等索引

月額表 2

日額表 10

源泉徴収のための
退職所得控除額の表(案) 18

各種控除額の
合計額の早見表(案) 20

年末調整 22

退職所得に係る
住民税の特別徴収
税額早見表 32

用語の
早わかり一覧表 65

(注) 平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に生ずる所得については、源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて納付しなければならないこととされました。
この源泉徴収税額表の税額には復興特別所得税相当額が含まれています。

- 給与計算の手順とチェックポイント《折込表その1》
- 給与所得の税額表の適用区分《折込表その2》
- 税額表の適用欄の求め方の例示《折込表その2》
- 厚生年金保険・雇用保険の料額(率)表等《折込表その2(裏)》
- 健康保険標準報酬月額保険料額表《折込表その3, 4, 5》
- 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表《折込表その6(表)》
- 扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表(案)《20ページ》
- 「控除額の合計額の早見表」による控除額の求め方の例示《21ページ》
- はじめて源泉徴収事務を担当する方への主な用語の早わかり一覧表《65ページ》

解説(計算例) 目次

第1	源泉所得税の改正のあらまし	69
第2	源泉徴収制度のあらまし	77
第3	源泉徴収のために使う税額表等について	82
第4	月額表の見方・使い方	84
第5	日額表の見方・使い方	97
第6	賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の見方・使い方	100
第7	退職所得の源泉徴収税額の求め方	111
第8	年末調整	126
第9	パートタイマー、アルバイトの源泉徴収	149
第10	機械計算による税額等の計算方法	157

一覧式17大付録

1	現物給与・特殊な給与の取扱い	169
2	源泉徴収における諸控除の取扱い	180
3	給与所得者が給与の支払者に提出する各種申告書など	201
4	報酬・料金などに対する源泉徴収	204
5	非居住者又は外国法人に支払う所得に対する源泉徴収	221
6	利子に対する課税関係	227
7	勤務先預金の利子に対する課税関係	230
8	勤労者財産形成住宅貯蓄の利子等に対する課税関係	233
9	勤労者財産形成年金貯蓄の利子等に対する課税関係	238
10	配当に対する課税関係	241
11	公的年金等の課税関係と源泉徴収	250
12	特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等の源泉徴収	254
13	災害を受けた給与所得者に対する救済方法	258
14	給与の支払を受ける人の確定申告	260
15	住民税の徴収の方法	265
16	はじめての人にもよくわかる源泉徴収実務問答	279
17	労働・社会保険料の計算と納付方法	289

本書は、令和2年4月30日現在の法令等に基づいて作成しております。

その月の社会保 険料等控除後の 給与等の金額		甲									乙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	
以 上	未 満	税 額									税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
88,000	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その月の社会 保険料等控除 後の給与等の 金額の3.063% に相当する金額
88,000	89,000	130	0	0	0	0	0	0	0	0	3,200
89,000	90,000	180	0	0	0	0	0	0	0	0	3,200
90,000	91,000	230	0	0	0	0	0	0	0	0	3,200
91,000	92,000	290	0	0	0	0	0	0	0	0	3,200
92,000	93,000	340	0	0	0	0	0	0	0	0	3,300
93,000	94,000	390	0	0	0	0	0	0	0	0	3,300
94,000	95,000	440	0	0	0	0	0	0	0	0	3,300
95,000	96,000	490	0	0	0	0	0	0	0	0	3,400
96,000	97,000	540	0	0	0	0	0	0	0	0	3,400
97,000	98,000	590	0	0	0	0	0	0	0	0	3,500
98,000	99,000	640	0	0	0	0	0	0	0	0	3,500
99,000	101,000	720	0	0	0	0	0	0	0	0	3,600
101,000	103,000	830	0	0	0	0	0	0	0	0	3,600
103,000	105,000	930	0	0	0	0	0	0	0	0	3,700
105,000	107,000	1,030	0	0	0	0	0	0	0	0	3,800
107,000	109,000	1,130	0	0	0	0	0	0	0	0	3,800
109,000	111,000	1,240	0	0	0	0	0	0	0	0	3,900
111,000	113,000	1,340	0	0	0	0	0	0	0	0	4,000
113,000	115,000	1,440	0	0	0	0	0	0	0	0	4,100
115,000	117,000	1,540	0	0	0	0	0	0	0	0	4,100
117,000	119,000	1,640	0	0	0	0	0	0	0	0	4,200
119,000	121,000	1,750	120	0	0	0	0	0	0	0	4,300
121,000	123,000	1,850	220	0	0	0	0	0	0	0	4,500
123,000	125,000	1,950	330	0	0	0	0	0	0	0	4,800
125,000	127,000	2,050	430	0	0	0	0	0	0	0	5,100
127,000	129,000	2,150	530	0	0	0	0	0	0	0	5,400
129,000	131,000	2,260	630	0	0	0	0	0	0	0	5,700
131,000	133,000	2,360	740	0	0	0	0	0	0	0	6,000
133,000	135,000	2,460	840	0	0	0	0	0	0	0	6,300
135,000	137,000	2,550	930	0	0	0	0	0	0	0	6,600
137,000	139,000	2,610	990	0	0	0	0	0	0	0	6,800
139,000	141,000	2,680	1,050	0	0	0	0	0	0	0	7,100
141,000	143,000	2,740	1,110	0	0	0	0	0	0	0	7,500
143,000	145,000	2,800	1,170	0	0	0	0	0	0	0	7,800
145,000	147,000	2,860	1,240	0	0	0	0	0	0	0	8,100
147,000	149,000	2,920	1,300	0	0	0	0	0	0	0	8,400
149,000	151,000	2,980	1,360	0	0	0	0	0	0	0	8,700
151,000	153,000	3,050	1,430	0	0	0	0	0	0	0	9,000
153,000	155,000	3,120	1,500	0	0	0	0	0	0	0	9,300
155,000	157,000	3,200	1,570	0	0	0	0	0	0	0	9,600
157,000	159,000	3,270	1,640	0	0	0	0	0	0	0	9,900
159,000	161,000	3,340	1,720	100	0	0	0	0	0	0	10,200
161,000	163,000	3,410	1,790	170	0	0	0	0	0	0	10,500
163,000	165,000	3,480	1,860	250	0	0	0	0	0	0	10,800
165,000	167,000	3,550	1,930	320	0	0	0	0	0	0	11,100

「扶養控除等申告書」を提出している人について使用

「扶養控除等申告書」を提出していない人について使用

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲									乙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	人	
以上	未満	税額									税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
167,000	169,000	3,620	2,000	390	0	0	0	0	0	0	11,400
169,000	171,000	3,700	2,070	460	0	0	0	0	0	0	11,700
171,000	173,000	3,770	2,140	530	0	0	0	0	0	0	12,000
173,000	175,000	3,840	2,220	600	0	0	0	0	0	0	12,400
175,000	177,000	3,910	2,290	670	0	0	0	0	0	0	12,700
177,000	179,000	3,980	2,360	750	0	0	0	0	0	0	13,200
179,000	181,000	4,050	2,430	820	0	0	0	0	0	0	13,900
181,000	183,000	4,120	2,500	890	0	0	0	0	0	0	14,600
183,000	185,000	4,200	2,570	960	0	0	0	0	0	0	15,300
185,000	187,000	4,270	2,640	1,030	0	0	0	0	0	0	16,000
187,000	189,000	4,340	2,720	1,100	0	0	0	0	0	0	16,700
189,000	191,000	4,410	2,790	1,170	0	0	0	0	0	0	17,500
191,000	193,000	4,480	2,860	1,250	0	0	0	0	0	0	18,100
193,000	195,000	4,550	2,930	1,320	0	0	0	0	0	0	18,800
195,000	197,000	4,630	3,000	1,390	0	0	0	0	0	0	19,500
197,000	199,000	4,700	3,070	1,460	0	0	0	0	0	0	20,200
199,000	201,000	4,770	3,140	1,530	0	0	0	0	0	0	20,900
201,000	203,000	4,840	3,220	1,600	0	0	0	0	0	0	21,500
203,000	205,000	4,910	3,290	1,670	0	0	0	0	0	0	22,200
205,000	207,000	4,980	3,360	1,750	130	0	0	0	0	0	22,700
207,000	209,000	5,050	3,430	1,820	200	0	0	0	0	0	23,300
209,000	211,000	5,130	3,500	1,890	280	0	0	0	0	0	23,900
211,000	213,000	5,200	3,570	1,960	350	0	0	0	0	0	24,400
213,000	215,000	5,270	3,640	2,030	420	0	0	0	0	0	25,000
215,000	217,000	5,340	3,720	2,100	490	0	0	0	0	0	25,500
217,000	219,000	5,410	3,790	2,170	560	0	0	0	0	0	26,100
219,000	221,000	5,480	3,860	2,250	630	0	0	0	0	0	26,800
221,000	224,000	5,560	3,950	2,340	710	0	0	0	0	0	27,400
224,000	227,000	5,680	4,060	2,440	830	0	0	0	0	0	28,400
227,000	230,000	5,780	4,170	2,550	930	0	0	0	0	0	29,300
230,000	233,000	5,890	4,280	2,650	1,040	0	0	0	0	0	30,300
233,000	236,000	5,990	4,380	2,770	1,140	0	0	0	0	0	31,300
236,000	239,000	6,110	4,490	2,870	1,260	0	0	0	0	0	32,400
239,000	242,000	6,210	4,590	2,980	1,360	0	0	0	0	0	33,400
242,000	245,000	6,320	4,710	3,080	1,470	0	0	0	0	0	34,400
245,000	248,000	6,420	4,810	3,200	1,570	0	0	0	0	0	35,400
248,000	251,000	6,530	4,920	3,300	1,680	0	0	0	0	0	36,400
251,000	254,000	6,640	5,020	3,410	1,790	170	0	0	0	0	37,500
254,000	257,000	6,750	5,140	3,510	1,900	290	0	0	0	0	38,500
257,000	260,000	6,850	5,240	3,620	2,000	390	0	0	0	0	39,400
260,000	263,000	6,960	5,350	3,730	2,110	500	0	0	0	0	40,400
263,000	266,000	7,070	5,450	3,840	2,220	600	0	0	0	0	41,500
266,000	269,000	7,180	5,560	3,940	2,330	710	0	0	0	0	42,500
269,000	272,000	7,280	5,670	4,050	2,430	820	0	0	0	0	43,500
272,000	275,000	7,390	5,780	4,160	2,540	930	0	0	0	0	44,500
275,000	278,000	7,490	5,880	4,270	2,640	1,030	0	0	0	0	45,500
278,000	281,000	7,610	5,990	4,370	2,760	1,140	0	0	0	0	46,600
281,000	284,000	7,710	6,100	4,480	2,860	1,250	0	0	0	0	47,600
284,000	287,000	7,820	6,210	4,580	2,970	1,360	0	0	0	0	48,600
287,000	290,000	7,920	6,310	4,700	3,070	1,460	0	0	0	0	49,700

「扶養控除等申告書」を提出している人について使用

「扶養控除等申告書」を提出しない人について使用

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲									乙	丙
		扶養親族等の数										
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人			
以上	未満	税額									税額	税額
円	円未満	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,900	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その日の社会保険料等控除後の給与等の金額の3.063%に相当する金額	0
2,900	2,950	5	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0
2,950	3,000	5	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0
3,000	3,050	10	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0
3,050	3,100	10	0	0	0	0	0	0	0	0	110	0
3,100	3,150	15	0	0	0	0	0	0	0	0	110	0
3,150	3,200	15	0	0	0	0	0	0	0	0	110	0
3,200	3,250	20	0	0	0	0	0	0	0	0	110	0
3,250	3,300	20	0	0	0	0	0	0	0	0	110	0
3,300	3,400	25	0	0	0	0	0	0	0	0	120	0
3,400	3,500	30	0	0	0	0	0	0	0	0	120	0
3,500	3,600	35	0	0	0	0	0	0	0	0	120	0
3,600	3,700	40	0	0	0	0	0	0	0	0	130	0
3,700	3,800	45	0	0	0	0	0	0	0	0	130	0
3,800	3,900	50	0	0	0	0	0	0	0	0	130	0
3,900	4,000	55	0	0	0	0	0	0	0	0	140	0
4,000	4,100	60	5	0	0	0	0	0	0	0	140	0
4,100	4,200	65	10	0	0	0	0	0	0	0	160	0
4,200	4,300	70	15	0	0	0	0	0	0	0	170	0
4,300	4,400	75	20	0	0	0	0	0	0	0	190	0
4,400	4,500	80	25	0	0	0	0	0	0	0	200	0
4,500	4,600	85	30	0	0	0	0	0	0	0	220	0
4,600	4,700	85	35	0	0	0	0	0	0	0	230	0
4,700	4,800	90	35	0	0	0	0	0	0	0	260	0
4,800	4,900	90	40	0	0	0	0	0	0	0	270	0
4,900	5,000	95	40	0	0	0	0	0	0	0	280	0
5,000	5,100	100	45	0	0	0	0	0	0	0	300	0
5,100	5,200	100	50	0	0	0	0	0	0	0	310	0
5,200	5,300	105	55	0	0	0	0	0	0	0	330	0
5,300	5,400	110	55	5	0	0	0	0	0	0	340	0
5,400	5,500	110	60	5	0	0	0	0	0	0	360	0
5,500	5,600	115	65	10	0	0	0	0	0	0	370	0
5,600	5,700	120	65	15	0	0	0	0	0	0	390	0
5,700	5,800	125	70	15	0	0	0	0	0	0	400	0
5,800	5,900	125	75	20	0	0	0	0	0	0	420	0
5,900	6,000	130	75	25	0	0	0	0	0	0	440	0
6,000	6,100	135	80	30	0	0	0	0	0	0	470	0
6,100	6,200	135	85	30	0	0	0	0	0	0	510	0
6,200	6,300	140	90	35	0	0	0	0	0	0	540	0
6,300	6,400	150	90	40	0	0	0	0	0	0	580	0
6,400	6,500	150	95	40	0	0	0	0	0	0	610	0
6,500	6,600	155	100	45	0	0	0	0	0	0	650	0
6,600	6,700	160	100	50	0	0	0	0	0	0	680	0
6,700	6,800	165	105	50	0	0	0	0	0	0	710	0
6,800	6,900	165	110	55	5	0	0	0	0	0	750	0
6,900	7,000	170	110	60	5	0	0	0	0	0	780	0

「扶養控除等申告書」を提出している人について使用

「扶養控除等申告書」を提出しない人について使用
日雇労働者について使用

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
7,000	7,100	175	115	65	10	0	0	0	0	810	0
7,100	7,200	175	120	65	15	0	0	0	0	840	0
7,200	7,300	180	125	70	15	0	0	0	0	860	0
7,300	7,400	185	125	75	20	0	0	0	0	890	0
7,400	7,500	185	130	75	25	0	0	0	0	920	0
7,500	7,600	190	135	80	30	0	0	0	0	960	0
7,600	7,700	195	135	85	30	0	0	0	0	990	0
7,700	7,800	200	140	85	35	0	0	0	0	1,020	0
7,800	7,900	200	150	90	40	0	0	0	0	1,060	0
7,900	8,000	205	150	95	40	0	0	0	0	1,090	0
8,000	8,100	210	155	100	45	0	0	0	0	1,120	0
8,100	8,200	210	160	100	50	0	0	0	0	1,150	0
8,200	8,300	215	165	105	50	0	0	0	0	1,190	0
8,300	8,400	220	165	110	55	5	0	0	0	1,230	0
8,400	8,500	220	170	110	60	5	0	0	0	1,260	0
8,500	8,600	225	175	115	65	10	0	0	0	1,300	0
8,600	8,700	230	175	120	65	15	0	0	0	1,330	0
8,700	8,800	235	180	120	70	15	0	0	0	1,360	0
8,800	8,900	235	185	125	75	20	0	0	0	1,400	0
8,900	9,000	240	185	130	75	25	0	0	0	1,430	0
9,000	9,100	245	190	135	80	25	0	0	0	1,460	0
9,100	9,200	245	195	135	85	30	0	0	0	1,490	0
9,200	9,300	250	200	140	85	35	0	0	0	1,530	0
9,300	9,400	255	200	150	90	40	0	0	0	1,560	3
9,400	9,500	255	205	150	95	40	0	0	0	1,590	6
9,500	9,600	260	210	155	100	45	0	0	0	1,630	10
9,600	9,700	265	210	160	100	50	0	0	0	1,670	13
9,700	9,800	270	215	160	105	50	0	0	0	1,710	17
9,800	9,900	270	220	165	110	55	0	0	0	1,750	20
9,900	10,000	275	220	170	110	60	5	0	0	1,780	24
10,000	10,100	280	225	175	115	65	10	0	0	1,800	27
10,100	10,200	290	230	175	120	65	15	0	0	1,830	31
10,200	10,300	300	235	180	125	70	20	0	0	1,850	34
10,300	10,400	305	240	185	125	75	20	0	0	1,880	38
10,400	10,500	315	240	190	130	80	25	0	0	1,910	41
10,500	10,600	320	245	195	135	85	30	0	0	1,940	45
10,600	10,700	330	250	195	140	85	35	0	0	1,970	49
10,700	10,800	340	255	200	150	90	40	0	0	2,000	53
10,800	10,900	345	260	205	150	95	40	0	0	2,040	56
10,900	11,000	355	260	210	155	100	45	0	0	2,070	60
11,000	11,100	360	265	215	160	105	50	0	0	2,110	63
11,100	11,200	370	270	215	165	105	55	0	0	2,140	67
11,200	11,300	380	275	220	170	110	60	5	0	2,170	70
11,300	11,400	385	280	225	170	115	60	10	0	2,220	74
11,400	11,500	400	290	230	175	120	65	15	0	2,250	77
11,500	11,600	405	295	235	180	125	70	15	0	2,280	81
11,600	11,700	415	305	235	185	125	75	20	0	2,320	84
11,700	11,800	425	310	240	190	130	80	25	0	2,350	88
11,800	11,900	430	320	245	190	135	80	30	0	2,380	91
11,900	12,000	440	330	250	195	140	85	35	0	2,420	95

「扶養控除等申告書」を提出している人について使用

「扶養控除等申告書」を提出しない人について使用
日雇労働者について使用

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
551,000	未満	0	1,772,000	1,776,000	1,163,200	1,972,000	1,976,000	1,300,400
			1,776,000	1,780,000	1,165,600	1,976,000	1,980,000	1,303,200
			1,780,000	1,784,000	1,168,000	1,980,000	1,984,000	1,306,000
			1,784,000	1,788,000	1,170,400	1,984,000	1,988,000	1,308,800
			1,788,000	1,792,000	1,172,800	1,988,000	1,992,000	1,311,600
551,000	1,619,000	給与等の金額から550,000円を控除した金額	1,792,000	1,796,000	1,175,200	1,992,000	1,996,000	1,314,400
			1,796,000	1,800,000	1,177,600	1,996,000	2,000,000	1,317,200
			1,800,000	1,804,000	1,180,000	2,000,000	2,004,000	1,320,000
			1,804,000	1,808,000	1,182,800	2,004,000	2,008,000	1,322,800
			1,808,000	1,812,000	1,185,600	2,008,000	2,012,000	1,325,600
1,619,000	1,620,000	1,069,000	1,812,000	1,816,000	1,188,400	2,012,000	2,016,000	1,328,400
1,620,000	1,622,000	1,070,000	1,816,000	1,820,000	1,191,200	2,016,000	2,020,000	1,331,200
1,622,000	1,624,000	1,072,000	1,820,000	1,824,000	1,194,000	2,020,000	2,024,000	1,334,000
1,624,000	1,628,000	1,074,000	1,824,000	1,828,000	1,196,800	2,024,000	2,028,000	1,336,800
1,628,000	1,632,000	1,076,800	1,828,000	1,832,000	1,199,600	2,028,000	2,032,000	1,339,600
1,632,000	1,636,000	1,079,200	1,832,000	1,836,000	1,202,400	2,032,000	2,036,000	1,342,400
1,636,000	1,640,000	1,081,600	1,836,000	1,840,000	1,205,200	2,036,000	2,040,000	1,345,200
1,640,000	1,644,000	1,084,000	1,840,000	1,844,000	1,208,000	2,040,000	2,044,000	1,348,000
1,644,000	1,648,000	1,086,400	1,844,000	1,848,000	1,210,800	2,044,000	2,048,000	1,350,800
1,648,000	1,652,000	1,088,800	1,848,000	1,852,000	1,213,600	2,048,000	2,052,000	1,353,600
1,652,000	1,656,000	1,091,200	1,852,000	1,856,000	1,216,400	2,052,000	2,056,000	1,356,400
1,656,000	1,660,000	1,093,600	1,856,000	1,860,000	1,219,200	2,056,000	2,060,000	1,359,200
1,660,000	1,664,000	1,096,000	1,860,000	1,864,000	1,222,000	2,060,000	2,064,000	1,362,000
1,664,000	1,668,000	1,098,400	1,864,000	1,868,000	1,224,800	2,064,000	2,068,000	1,364,800
1,668,000	1,672,000	1,100,800	1,868,000	1,872,000	1,227,600	2,068,000	2,072,000	1,367,600
1,672,000	1,676,000	1,103,200	1,872,000	1,876,000	1,230,400	2,072,000	2,076,000	1,370,400
1,676,000	1,680,000	1,105,600	1,876,000	1,880,000	1,233,200	2,076,000	2,080,000	1,373,200
1,680,000	1,684,000	1,108,000	1,880,000	1,884,000	1,236,000	2,080,000	2,084,000	1,376,000
1,684,000	1,688,000	1,110,400	1,884,000	1,888,000	1,238,800	2,084,000	2,088,000	1,378,800
1,688,000	1,692,000	1,112,800	1,888,000	1,892,000	1,241,600	2,088,000	2,092,000	1,381,600
1,692,000	1,696,000	1,115,200	1,892,000	1,896,000	1,244,400	2,092,000	2,096,000	1,384,400
1,696,000	1,700,000	1,117,600	1,896,000	1,900,000	1,247,200	2,096,000	2,100,000	1,387,200
1,700,000	1,704,000	1,120,000	1,900,000	1,904,000	1,250,000	2,100,000	2,104,000	1,390,000
1,704,000	1,708,000	1,122,400	1,904,000	1,908,000	1,252,800	2,104,000	2,108,000	1,392,800
1,708,000	1,712,000	1,124,800	1,908,000	1,912,000	1,255,600	2,108,000	2,112,000	1,395,600
1,712,000	1,716,000	1,127,200	1,912,000	1,916,000	1,258,400	2,112,000	2,116,000	1,398,400
1,716,000	1,720,000	1,129,600	1,916,000	1,920,000	1,261,200	2,116,000	2,120,000	1,401,200
1,720,000	1,724,000	1,132,000	1,920,000	1,924,000	1,264,000	2,120,000	2,124,000	1,404,000
1,724,000	1,728,000	1,134,400	1,924,000	1,928,000	1,266,800	2,124,000	2,128,000	1,406,800
1,728,000	1,732,000	1,136,800	1,928,000	1,932,000	1,269,600	2,128,000	2,132,000	1,409,600
1,732,000	1,736,000	1,139,200	1,932,000	1,936,000	1,272,400	2,132,000	2,136,000	1,412,400
1,736,000	1,740,000	1,141,600	1,936,000	1,940,000	1,275,200	2,136,000	2,140,000	1,415,200
1,740,000	1,744,000	1,144,000	1,940,000	1,944,000	1,278,000	2,140,000	2,144,000	1,418,000
1,744,000	1,748,000	1,146,400	1,944,000	1,948,000	1,280,800	2,144,000	2,148,000	1,420,800
1,748,000	1,752,000	1,148,800	1,948,000	1,952,000	1,283,600	2,148,000	2,152,000	1,423,600
1,752,000	1,756,000	1,151,200	1,952,000	1,956,000	1,286,400	2,152,000	2,156,000	1,426,400
1,756,000	1,760,000	1,153,600	1,956,000	1,960,000	1,289,200	2,156,000	2,160,000	1,429,200
1,760,000	1,764,000	1,156,000	1,960,000	1,964,000	1,292,000	2,160,000	2,164,000	1,432,000
1,764,000	1,768,000	1,158,400	1,964,000	1,968,000	1,294,800	2,164,000	2,168,000	1,434,800
1,768,000	1,772,000	1,160,800	1,968,000	1,972,000	1,297,600	2,168,000	2,172,000	1,437,600

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	
2,172,000	2,176,000	1,440,400	2,372,000	2,376,000	1,580,400	2,572,000	2,576,000	1,720,400
2,176,000	2,180,000	1,443,200	2,376,000	2,380,000	1,583,200	2,576,000	2,580,000	1,723,200
2,180,000	2,184,000	1,446,000	2,380,000	2,384,000	1,586,000	2,580,000	2,584,000	1,726,000
2,184,000	2,188,000	1,448,800	2,384,000	2,388,000	1,588,800	2,584,000	2,588,000	1,728,800
2,188,000	2,192,000	1,451,600	2,388,000	2,392,000	1,591,600	2,588,000	2,592,000	1,731,600
2,192,000	2,196,000	1,454,400	2,392,000	2,396,000	1,594,400	2,592,000	2,596,000	1,734,400
2,196,000	2,200,000	1,457,200	2,396,000	2,400,000	1,597,200	2,596,000	2,600,000	1,737,200
2,200,000	2,204,000	1,460,000	2,400,000	2,404,000	1,600,000	2,600,000	2,604,000	1,740,000
2,204,000	2,208,000	1,462,800	2,404,000	2,408,000	1,602,800	2,604,000	2,608,000	1,742,800
2,208,000	2,212,000	1,465,600	2,408,000	2,412,000	1,605,600	2,608,000	2,612,000	1,745,600
2,212,000	2,216,000	1,468,400	2,412,000	2,416,000	1,608,400	2,612,000	2,616,000	1,748,400
2,216,000	2,220,000	1,471,200	2,416,000	2,420,000	1,611,200	2,616,000	2,620,000	1,751,200
2,220,000	2,224,000	1,474,000	2,420,000	2,424,000	1,614,000	2,620,000	2,624,000	1,754,000
2,224,000	2,228,000	1,476,800	2,424,000	2,428,000	1,616,800	2,624,000	2,628,000	1,756,800
2,228,000	2,232,000	1,479,600	2,428,000	2,432,000	1,619,600	2,628,000	2,632,000	1,759,600
2,232,000	2,236,000	1,482,400	2,432,000	2,436,000	1,622,400	2,632,000	2,636,000	1,762,400
2,236,000	2,240,000	1,485,200	2,436,000	2,440,000	1,625,200	2,636,000	2,640,000	1,765,200
2,240,000	2,244,000	1,488,000	2,440,000	2,444,000	1,628,000	2,640,000	2,644,000	1,768,000
2,244,000	2,248,000	1,490,800	2,444,000	2,448,000	1,630,800	2,644,000	2,648,000	1,770,800
2,248,000	2,252,000	1,493,600	2,448,000	2,452,000	1,633,600	2,648,000	2,652,000	1,773,600
2,252,000	2,256,000	1,496,400	2,452,000	2,456,000	1,636,400	2,652,000	2,656,000	1,776,400
2,256,000	2,260,000	1,499,200	2,456,000	2,460,000	1,639,200	2,656,000	2,660,000	1,779,200
2,260,000	2,264,000	1,502,000	2,460,000	2,464,000	1,642,000	2,660,000	2,664,000	1,782,000
2,264,000	2,268,000	1,504,800	2,464,000	2,468,000	1,644,800	2,664,000	2,668,000	1,784,800
2,268,000	2,272,000	1,507,600	2,468,000	2,472,000	1,647,600	2,668,000	2,672,000	1,787,600
2,272,000	2,276,000	1,510,400	2,472,000	2,476,000	1,650,400	2,672,000	2,676,000	1,790,400
2,276,000	2,280,000	1,513,200	2,476,000	2,480,000	1,653,200	2,676,000	2,680,000	1,793,200
2,280,000	2,284,000	1,516,000	2,480,000	2,484,000	1,656,000	2,680,000	2,684,000	1,796,000
2,284,000	2,288,000	1,518,800	2,484,000	2,488,000	1,658,800	2,684,000	2,688,000	1,798,800
2,288,000	2,292,000	1,521,600	2,488,000	2,492,000	1,661,600	2,688,000	2,692,000	1,801,600
2,292,000	2,296,000	1,524,400	2,492,000	2,496,000	1,664,400	2,692,000	2,696,000	1,804,400
2,296,000	2,300,000	1,527,200	2,496,000	2,500,000	1,667,200	2,696,000	2,700,000	1,807,200
2,300,000	2,304,000	1,530,000	2,500,000	2,504,000	1,670,000	2,700,000	2,704,000	1,810,000
2,304,000	2,308,000	1,532,800	2,504,000	2,508,000	1,672,800	2,704,000	2,708,000	1,812,800
2,308,000	2,312,000	1,535,600	2,508,000	2,512,000	1,675,600	2,708,000	2,712,000	1,815,600
2,312,000	2,316,000	1,538,400	2,512,000	2,516,000	1,678,400	2,712,000	2,716,000	1,818,400
2,316,000	2,320,000	1,541,200	2,516,000	2,520,000	1,681,200	2,716,000	2,720,000	1,821,200
2,320,000	2,324,000	1,544,000	2,520,000	2,524,000	1,684,000	2,720,000	2,724,000	1,824,000
2,324,000	2,328,000	1,546,800	2,524,000	2,528,000	1,686,800	2,724,000	2,728,000	1,826,800
2,328,000	2,332,000	1,549,600	2,528,000	2,532,000	1,689,600	2,728,000	2,732,000	1,829,600
2,332,000	2,336,000	1,552,400	2,532,000	2,536,000	1,692,400	2,732,000	2,736,000	1,832,400
2,336,000	2,340,000	1,555,200	2,536,000	2,540,000	1,695,200	2,736,000	2,740,000	1,835,200
2,340,000	2,344,000	1,558,000	2,540,000	2,544,000	1,698,000	2,740,000	2,744,000	1,838,000
2,344,000	2,348,000	1,560,800	2,544,000	2,548,000	1,700,800	2,744,000	2,748,000	1,840,800
2,348,000	2,352,000	1,563,600	2,548,000	2,552,000	1,703,600	2,748,000	2,752,000	1,843,600
2,352,000	2,356,000	1,566,400	2,552,000	2,556,000	1,706,400	2,752,000	2,756,000	1,846,400
2,356,000	2,360,000	1,569,200	2,556,000	2,560,000	1,709,200	2,756,000	2,760,000	1,849,200
2,360,000	2,364,000	1,572,000	2,560,000	2,564,000	1,712,000	2,760,000	2,764,000	1,852,000
2,364,000	2,368,000	1,574,800	2,564,000	2,568,000	1,714,800	2,764,000	2,768,000	1,854,800
2,368,000	2,372,000	1,577,600	2,568,000	2,572,000	1,717,600	2,768,000	2,772,000	1,857,600

年末調整

第1

源泉所得税の改正のあらまし

◎ 令和2年度の税制改正により、源泉所得税関係について主に次のような改正が行われました。

(注) 令和2年4月1日現在の法令に基づいて作成しています。

1 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しが行われました。

これらの改正は、令和2年分以後の所得税について適用されます。

なお、令和2年分の源泉徴収事務においては、月々の給与等及び公的年金等に対する源泉徴収では改正前の控除が適用され、年末調整では改正後の控除が適用されます。

(1) 未婚のひとり親に対する税制上の措置

① 居住者がひとり親（現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者で一定のものうち、次に掲げる要件を満たすものをいいます。以下同じです。）である場合には、ひとり親控除として、その者のその年分の総所得金額等から35万円を控除することとされました。

イ その者と生計を一にする子を有すること。

ロ 合計所得金額が500万円以下であること。

ハ その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる次に掲げる者がいないこと。

a その者が住民票に世帯主と記載されている者である場合には、その者と同一の世帯に属する者の住民票に世帯主との続柄が世帯主の未届の夫又は未届の妻である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされた者

b その者が住民票に世帯主と記載されている者でない場合には、その者の住民票に世帯主との続柄が世帯主の未届の夫又は未届の妻である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされているときのその世帯主

② 上記①のひとり親控除は、給与等及び公的年金等の源泉徴収の際に適用できることとされました（令和3年1月1日以後に支払うべき給与等及び公的年金等について適用されます。）。

(2) 寡婦（寡夫）控除の見直し

寡婦の要件について、次の見直しを行った上で、寡婦（寡夫）控除をひとり親に該当しない寡婦に係る寡婦控除に改組することとされました。

① 扶養親族を有する寡婦についても、上記①ロの要件が追加されました。

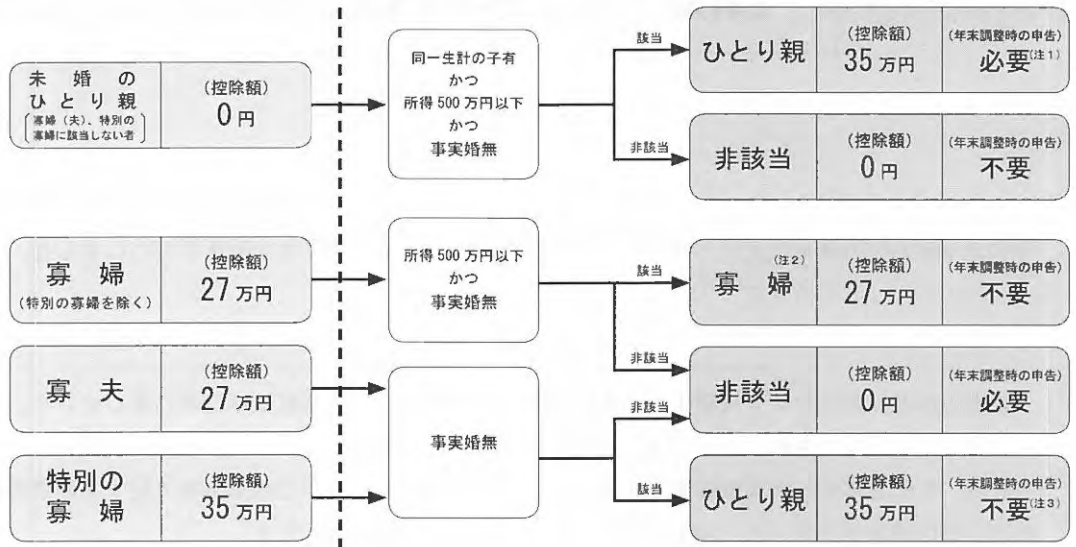
② 上記①ハの要件が追加されました。

また、寡婦控除の特例を廃止することとされました。

【改正前後の控除に係る適用判定のフロー図】

〔改正前〕

〔改正後〕



〔改正後〕の「年末調整時の申告」欄が「必要」となっている方は、令和2年分の年末調整の際にその異動内容について申告する必要がありますので、令和2年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、給与所得者の扶養控除等（異動）申告書（以下「扶養控除等申告書」といいます。）を、給与等の支払者に提出してください。

〔注〕1 国税庁ホームページに掲載している「令和2年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」には「ひとり親」欄は設けられておりませんので、「寡婦」、「寡夫」又は「特別の寡婦」欄を「ひとり親」に訂正するなど、適宜の方法により申告してください。

2 改正前の「寡婦（特別の寡婦を除く）」に該当する方が、上記適用判定の結果、「寡婦」に該当する場合において、その者と生計を一にする子を有するときは、「ひとり親」（控除額：35万円）に該当し、年末調整の際にその異動内容について申告する必要があります。

3 改正前の「寡夫」又は「特別の寡婦」に該当する方が、上記適用判定の結果、「ひとり親」に該当する場合、令和2年分の年末調整では、「ひとり親」に該当する旨を申告する必要はありませんが「ひとり親控除」が適用されます。

2 非居住者である扶養親族に係る扶養控除の適用について、次の措置が講じられました。
この改正は、令和5年分以後の所得税について適用されます。

(1) 扶養控除の対象となる扶養親族の範囲から、年齢30歳以上70歳未満の非居住者であって次に掲げる者のいずれにも該当しないものが除外されました。

- ① 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者
- ② 障害者
- ③ その適用を受ける居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者

(2) 給与等及び公的年金等に係る源泉徴収税額の計算において、年齢30歳以上70歳未満の非居住者である扶養親族が上記(1)①に掲げる者に該当するものとして扶養控除に相当する控除の適用を受ける居住者は、その非居住者である扶養親族が上記(1)①に掲げる者に該当する旨を証する書類^(注)及び親族関係書類を提出等しなければならないこととされたほか、扶養控除等申告書等の記載事項について所要の整備が行われました。

(注) 「上記(1)①に掲げる者に該当する旨を証する書類」とは、外国政府又は外国の地方公共団体が発行したその非居住者である扶養親族に係る外国における査証に類する書類の写し又は外国における在留カードに相当する書類の写しであって、その非居住者である扶養親族が留学の在留資格に相当する資格をもってその外国に在留することにより国内に住所及び居所を有しなくなった旨を証するものをいいます(以下「留学ビザ等相当書類」といいます。)

(3) 給与等の年末調整において、年齢30歳以上70歳未満の非居住者である扶養親族が上記(1)ハに掲げる者に該当するものとして扶養控除に相当する控除の適用を受けようとする居住者は、その非居住者である扶養親族が上記(1)③に掲げる者に該当することを明らかにする書類^(注)を提出等しなければならないこととされました。

(注) 「上記(1)③に掲げる者に該当することを明らかにする書類」とは、現行の送金関係書類であって、その居住者から非居住者である扶養親族である各人へのその年における生活費又は教育費に充てるための支払の金額の合計額が38万円以上であることを明らかにする書類をいいます(以下「38万円以上の送金関係書類」といいます。)

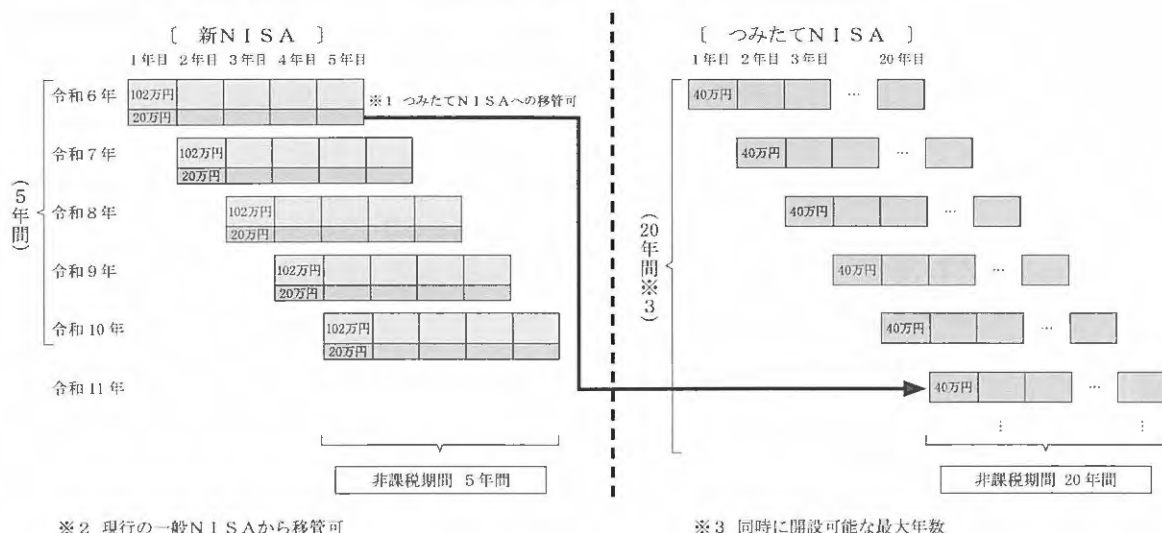
3 少額投資非課税制度(NISA)について、現行の非課税上場株式等管理契約に係る非課税措置(一般NISA)の勘定設定期間の終了にあわせ、特定非課税累積投資契約に係る非課税措置(新NISA)が創設され、現行の非課税累積投資契約に係る非課税措置(つみたてNISA)と選択して適用できることとされました。

この改正は、令和6年1月1日以後に設定された特定累積投資勘定に受け入れる上場等株式投資信託及び特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等について適用されます。

【新NISAとつみたてNISAの対比】

	新NISA		つみたてNISA
	特定累積投資勘定	特定非課税管理勘定	累積投資勘定
年間の投資上限額	20万円	102万円	40万円
非課税期間	5年間		20年間
口座開設可能期間	令和6年(2024年)～令和10年(2028年)		平成30年(2018年)～令和24年(2042年)
投資対象商品	つみたてNISAと同様	一定の上場株式・公募株式投資信託等	積立・分散投資に適した一定の上場等株式投資信託
投資方法	つみたてNISAと同様	制限なし	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資
その他	特定累積投資勘定に受け入れた上場等株式投資信託の受益権については、非課税期間終了後に取得価額で「つみたてNISA」に移管可能 ^(※1)		—
		特定非課税管理勘定で投資を行うためには、原則、特定累積投資勘定での投資が必要とされるが、既に非課税口座を有する者など投資に関する一定の知識・経験を有する者が特定非課税管理勘定で上場株式のみに投資を行う場合は、特定累積投資勘定での投資は不要	

【新NISAのイメージ（年分ごとに〔つみたてNISA〕との選択可）】



4 上記3の改正のほか、少額投資非課税制度（NISA）について、次の措置が講じられました。

(2)の改正は、令和3年4月1日以後の開設手続について適用されます。また、(3)の改正は、令和2年4月1日以後に提出をする金融商品取引業者等変更届出書などについて適用されます。

- (1) 非課税累積投資契約に係る非課税措置（つみたてNISA）の勘定設定期間について、令和24年12月31日まで（改正前：令和19年12月31日まで）5年延長されました。
- (2) 金融商品取引業者等の営業所に新たに非課税口座を開設しようとする場合の手続について、非課税適用確認書の交付申請書の提出等の手続が廃止され、非課税口座開設届出書の提出の際に非課税適用確認書の添付を要しない簡易開設手続に一本化されました。
(注) 令和3年4月1日以前に行われた非課税適用確認書の交付申請書の提出等については、従前のおりとなります。
- (3) 金融商品取引業者等変更届出書などの一定の書類の提出に代えて、その書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供できることとされました。

5 未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）について、次の措置が講じられました。

この改正は、令和2年4月1日以後に提出をする未成年者口座廃止届出書などについて適用されます。

- (1) 未成年者口座開設可能期間（平成28年4月1日から令和5年12月31日まで）は延長せずに終了することとし、その終了にあわせ、令和6年1月1日以後に、未成年者口座又は課税未成年者口座内の上場株式等又は預貯金等をこれらの口座から払い出した場合には、その払出しによる未成年者口座の廃止の際、その未成年者口座内の上場株式等の譲渡があったものとして、本非課税制度を適用し、居住者等はその払出し時の金額をもってその上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとみなすこととされました。この場合において、その未成年者口座の廃止までの間のその未成年者口座内の上場株式等の譲渡等及びその間に支払を受けるべき未成年者口座内の上場株式等の配当等については、源泉徴収を行わな

いこととされました。

- (2) 未成年者口座廃止届出書などの一定の書類の提出に代えて、その書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供できることとされました。

6 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等について、次の措置が講じられました。

(1)の改正のうち、①の上場株式等は令和2年4月1日以後に請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議により特定口座に受け入れるものについて、②の上場株式等は会社法の一部を改正する法律の施行の日以後に発行人等に対する役務の提供の対価としてその発行人等から取得するものについて、③の上場株式等は令和2年4月1日以後に特定口座に受け入れるものについて、それぞれ適用されます。また、(2)の改正は、令和2年4月1日以後に提出をする特定口座源泉徴収選択届出書などについて適用されます。

- (1) 特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、次に掲げる上場株式等が加えられました。
- ① 居住者等が有する上場株式等以外の株式等につき取得請求権付株式の請求権の行使、取得条項付株式の取得事由の発生又は全部取得条項付種類株式の取得決議により取得する上場株式等で、その取得する上場株式等の全てを、その取得の日に受け入れるもの
 - ② 居住者等が発行人等に対して役務の提供をした場合において、その者がその役務の提供の対価としてその発行人等から取得する上場株式等で、その役務の提供の対価としてその者に生ずる債権の給付と引換えに交付されるもの以外で実質的にその役務の提供の対価と認められるものの全てを、その取得の時に受け入れるもの
 - ③ 非課税口座開設届出書等の提出をして開設された口座でその開設時から非課税口座に該当しないものとされる口座において管理されている上場株式等で、その口座からその上場株式等の全てを受け入れるもの
- (2) 特定口座源泉徴収選択届出書、源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書及び特定管理口座開設届出書について、これらの書類を特定口座開設届出書と併せて提出する場合以外の場合においても、これらの書類の提出に代えて、その書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供できることとされました。また、特定口座継続適用届出書などの一定の書類の提出に代えて、その書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供できることとされました。

7 利子等又は配当等の受領者の告知制度等について、利子等又は配当等の支払等を受ける法人が告知等をする際、その告知等を受ける者が、その法人の名称、住所及び法人番号につき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により公表されたその法人の名称、住所及び法人番号と同じであることの確認をした場合には、その法人は、その告知等を受ける者に対しては、本人確認書類の提示を要しないこととするなどの見直しが行われました。

この改正は、令和2年4月1日以後に告知等をする場合について適用されます。

8 収入金額とすべき経済的な利益の価額が譲渡についての制限が解除された日における価額とされる特定譲渡制限付株式等について、次の措置が講じられました。

(1)の改正は、会社法の一部を改正する法律の施行の日以後にその交付に係る決議（その決議が行われない場合には、その交付）がされる特定譲渡制限付株式及びその特定譲渡制限付株式に係る承継譲渡制限付株式について適用されます。また、(2)の改正は、令和2年4月1日以後に個人が死亡する場合について適用されます。

- (1) 法人に対する役務の提供の対価として個人に生ずる債権の給付と引換えに交付される譲渡制限付株式以外の譲渡制限付株式で、実質的に法人に対する役務の提供の対価と認められるものを対象に加えることとされました。
- (2) 特定譲渡制限付株式等の交付を受けた個人が譲渡についての制限が解除された日前に死亡した場合において、その個人の死亡の時に発行法人等が無償で取得することとなる事由に該当しないことが確定しているその特定譲渡制限付株式等については、その個人の死亡の日における価額がその特定譲渡制限付株式等の経済的な利益の価額とされました。

9 源泉徴収（青色申告書を提出した個人の事業所得等を生ずべき業務に係る支払に係るもの及び青色申告書を提出した法人の支払に係るものを除きます。）における推計課税について、源泉徴収義務者が給与等の支払に係る所得税を納付しなかった場合には、その給与等の支払に関する規程並びにその給与等の支払を受けた者の労務に従事した期間、労務の性質及びその提供の程度により、その給与等の支払の日を推定し、又はその給与等の支払を受けた者ごとの給与等の支払金額を推計して、源泉徴収義務者からその給与等に係る所得税を徴収することができるなどの措置が講じられました。

給与等のほか、退職手当等及び報酬等並びに給与等、退職手当等又は報酬等に相当する国内源泉所得についても同様の改正が行われました。

これらの改正は、令和3年1月1日以後に支払うべき給与等、退職手当等、報酬等又は国内源泉所得について適用されます。

10 賦課決定をすることができないこととなる日前3月以内にされた納税申告書の提出又は納税の告知を受けることなくされた源泉所得税等の納付（調査による更正決定又は納税の告知を予知してされたものを除きます。）に係る無申告加算税又は不納付加算税の賦課決定について、その提出又は納付がされた日から3月を経過する日まで、行うことができることとされるとともに、これらの賦課決定により納付すべき国税の消滅時効について所要の整備を行うこととされました。

この改正は、令和2年4月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用されます。

険料と当年度の概算保険料を併せて申告・納付します。

手続は、事業所へ送付される申告書（納付書）に納付額を記入し、最寄りの金融機関、労働局、労働基準監督署で納付します。口座振替・電子納付も可能です。

労働保険料は、事業主の自主的な申告・納付を建前としていますが、この申告の手続を怠ったり、記載内容に誤りがあると認められる場合には、保険者である政府は、職権により、事業主が申告すべき保険料の額を決定します。これを認定決定といいます。認定決定によって確定保険料を納付しなければならない場合には、その納付すべき額の10%（印紙保険料は25%）を乗じた額の追徴金を徴収されることになっています。

年度更新の具体的な手続は、まず、令和元年度の労災保険分の賃金総額及び雇用保険分の賃金総額をそれぞれ算出し、その金額を「労働保険概算・確定保険料申告書」へ転記して確定保険料を計算します^(注1)。次に、概算保険料は、令和2年度中に支払われることが予想される賃金総額の見込額を基に計算します。その見込みが前年と比較して $\frac{50}{100}$ 以上 $\frac{200}{100}$ 以下の範囲内ならば、確定賃金総額と同額を概算賃金総額として計算します^(注2)。

概算保険料額が40万円以上（労災保険か雇用保険のどちらか一方の保険関係のみ成立している場合は20万円以上）あれば、これを3回に分けて延納する

ことができます。延納回数は3回のみであり、割り切れない場合の端数額については初回納付額に合算します。

以上の手順により、確定保険料及び今年度の概算保険料の計算ができたなら、最後に前年度の申告済概算保険料額と確定保険料額の差引額を計算します。不足額があれば概算保険料と併せて納付し、払いすぎがあれば、今年度の概算保険料額に充当します。

なお、確定保険料に石綿（アスベスト）健康被害者救済費用に充てる「一般拠出金」（業種を問わず、労災保険の確定保険料算出基礎となった賃金総額の1,000分の0.02）を付加することになっており、納付保険料はその額を加えた額となります。

ちなみに、労働保険の年度更新手続も電子申請で行うことができます。詳細は、電子政府の総合窓口（e-Gov）を参照してください^(注3)。

- (注) 1 適用事業所に雇用される労働者であっても雇用保険適用除外者となる労働者がいる場合は、労災保険分の賃金総額と雇用保険分の賃金総額は一致しません。
- 2 令和元年度まで保険料が免除されていた64歳以上の者は、確定保険料算出では対象外ですが、概算保険料では保険料免除とはなりません。
- 3 大企業等は電子申請が義務化されました（299頁参照）。

（特定社会保険労務士 太田 彰）

（特定社会保険労務士 増田文香）

● 編者・執筆者 ●

岡本 勝秀

2年版

源泉徴収税額表とその見方

令和2年6月20日 2年版発行



日本法令®

検印省略

編者 岡本 勝秀
発行者 青木 健次
編集者 岩倉 春光
印刷・製本 日本制作センター

〒101-0032

東京都千代田区岩本町1丁目2番19号

<https://www.horei.co.jp/>

(営業) TEL 03-6858-6967

Eメール syuppan@horei.co.jp

(通販) TEL 03-6858-6966

Eメール book.order@horei.co.jp

(編集) FAX 03-6858-6957

Eメール tankoubon@horei.co.jp

(バーチャルショップ) <https://www.horei.co.jp/iec/>

(お詫びと訂正) <https://www.horei.co.jp/book/owabi.shtml>

(書籍の追加情報) <https://www.horei.co.jp/book/osirasebook.shtml>

※万一、本書の内容に誤記等が判明した場合には、上記「お詫びと訂正」に最新情報を掲載しております。ホームページに掲載されていない内容につきましては、FAXまたはEメールで編集までお問合せください。

・乱丁、落丁本は直接弊社出版部へお送りくださればお取替えいたします。

・**JCOPY**® (出版者著作権管理機構 委託出版物)

本書の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。複製される場合は、そのつど事前に、出版者著作権管理機構 (電話 03-5244-5088、FAX 03-5244-5089、e-mail: info@jcopy.or.jp) の許諾を得てください。また、本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内での利用であつても一切認められておりません。

© K. Okamoto 2020. Printed in JAPAN

ISBN 978-4-539-74657-8